

大分市上下水道局設計業務等委託業務成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大分市上下水道局が発注する建設工事に係る測量、調査、設計等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定を行い、もって受託者の適正な選定及び指導育成並びに調査・測量・建設コンサルタント業の健全な発展を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる委託業務は、一件の業務委託料が500万円を超える建設工事に係る測量、調査、設計等委託業務とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する委託業務は、評定の対象としない。

- (1) 災害復旧等に係る委託業務であって、緊急又は短期間に完成する必要があるもの
- (2) その他契約担当者（大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号。以下「規則」という。）第2条第2号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が適当でないと認める委託業務

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、大分市上下水道局契約事務規程（昭和43年水道事業管理規程4号）により準用する規則第17条第5項に規定する検査員及び契約書の書式を定める件（平成14年大分市水道局訓令第1号）により準用する契約書の書式を定める件（昭和48年大分市告示第72号）に規定する建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第8条第1項に規定する調査職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、専門技術力、管理技術力、結果評価その他必要な事項について、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録しなければならない。
- 3 評定は、委託業務成績採点表（以下「採点表」という。）により行わなければならない。
- 4 評定表、採点表及び考査基準は、別に定める。

(評定の時期)

第5条 評定は、評定者である調査職員にあつては委託業務が完成したとき、評定者である検査員にあつては完了検査及び出来形検査を完了したときに行う。

(評定表の提出)

第6条 評定者である調査職員は、評定を行ったときは、遅滞なく委託業務を担当した課の課長（以下「委託業務担当課長」という。）に評定表を提出しなければならない。

- 2 委託業務担当課長は、大分市上下水道局設計業務等委託検査要綱（平成19年4月1日施行）第3条に規定する検査を受けたときは、評定表を総務課長に提出しなければならない。

(評価の基準)

第7条 評定の基準は、評定表の評定点合計により、次のとおりとする。

評 定 点 合 計	評 定
85点以上	優秀
75点以上 85点未満	優良
65点以上 75点未満	良
50点以上 65点未満	可
50点未満	劣

(評定の結果等の通知)

第8条 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、当該委託業務の受託者に対して、委託業務成績評定通知書（様式第1号）により評定の結果を通知するものとする。

2 契約担当者は、前項の通知をした後、評定を修正する必要があると認めるときは、評定の修正を行い、その結果を委託業務成績修正評定通知書（様式第2号）により当該委託の受託者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前条に規定する通知を受けた受託者は、通知を受けた日から起算して14日以内に契約担当者に対し書面により評価の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により説明を求められたときは、委託業務成績評定に係る説明書（様式第3号）により回答するものとする。この場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、委託業務成績評定評価委員会設置要綱（平成19年4月1日施行）に定める委託業務成績評定評価委員会の意見を聴くものとする。

(帳簿の整備)

第10条 契約担当者は、評定について経過を明らかにするため、評定表その他必要な書類を整備しておかなければならない。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。